

## 建築物移動等円滑化基準 自己チェックリスト

## 建築主等の概要

建築物の名称		建築物の用途 ※	(令 条 号)
建築主の 住所・氏名	住所		
	氏名		
設計事務所名 (連絡先)	(Tel - - ) (担当者名: )		

※ 特定建築物・特別特定建築物の用途については、施行令第4条・第5条に基づき記入してください。

## 特定建築物の概要

1 地名地番			
2 階数及び 構造	地上 階 地下 階	造 一部 造	
3 敷地面積			
4 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更
5 用途面積			
	用途	床面積	階
申請	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
申請外	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )
(備考欄)			

別添2（その2）

建築物移動等円滑化基準 自己チェックリスト

※建築物特定施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

[1]一般基準（不特定かつ多数の者、又は主として高齢者・障害者等が利用するもの全体に係る基準）

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
1 廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか			合・否
	②点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)			有・無
2 階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)			有・無
	②表面は滑りにくい仕上げであるか			合・否
	③段は識別しやすいものか			合・否
	④つまずきにくいものか			合・否
	⑤点状ブロック等を敷設しているか(段部分の上端に近接する踊場の部分)			有・無
	⑥主たる階段は回り階段としていないか			合・否
3 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか(勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜の部分)		勾配 / 高さ cm	有・無
	②表面は滑りにくい仕上げであるか			合・否
	③前後の廊下等と識別しやすいものか			合・否
	④点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)			有・無
4 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上)		車いす使用者用便房数…	有・無

別添2（その3）

[1]一般基準（不特定かつ多数の者、又は主として高齢者・障害者等が利用するもの全体に係る基準）

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
4 便所 (第14条)	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			合・否
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			合・否
	②水洗器具を設けた便房を設けているか(1以上)		水洗器具を設けた便房数…	有・無
	③床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口高さが35cm以下)等を設けているか(1以上)		小便器の種類 床置き式・壁掛式 上記小便器数…	有・無
5 車いす使用者用客室 (第15条)	①車いす使用者用客室を設けているか(客室総数50以上の場合)(1以上)		車いす使用者用客室／客室総数 ／	有・無
	(1)便所(当該階に車いす使用者用便房が設けられた不特定多数が利用する便所が設けられている場合を除く。)			
	イ 車いす使用者用便房を設けているか			有・無
	ロ 出入口			
	・幅は80cm以上であるか		幅(内法) cm	合・否
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
	(2)浴室又はシャワー室(不特定多数が利用する浴室等が設けられている場合を除く。)			
	・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか			合・否

別添2（その4）

[1]一般基準（不特定かつ多数の者、又は主として高齢者・障害者等が利用するもの全体に係る基準）

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
5 車いす使用者用客室 (第15条)	・車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			合・否
	・(1)口を満たしているか			合・否
6 敷地内の通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか			合・否
	②段がある部分			
	(1)手すりを設けているか			有・無
	(2)識別しやすいものか			合・否
	(3)つまずきにくいものか			合・否
7 駐車場 (第17条)	③傾斜路			
	(1)手すりを設けているか (勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超えかつ勾配が1/20を超える傾斜部分)		勾配 高さ            /            cm	有・無
	(2)前後の通路と識別しやすいものか			合・否
7 駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上）		車いす使用者用駐車施設数…	有・無
	(1)幅は350cm以上であるか		幅                            cm	合・否
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか			合・否

別添 2 (その 5)

[2]移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る 1 以上の経路、公共用歩廊の全てに係る基準)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
1 (第 18 条第 2 項第一号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)			合・否
2 出入口 (第二号)	①幅は 80 cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
3 廊下等 (第三号)	①幅は 120 cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			有・無
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
4 傾斜路 (第四号)	①幅は 120cm 以上 (階段に併設する場合は 90cm 以上) であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②勾配は 1/12 以下(高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下)であるか		勾配 / 高さ cm	合・否
	③高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか		高さ cm 踏幅 (内法) cm	有・無
5 エレベーター (第五号)	①かごは各階(利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか			合・否
	②かご及び昇降路の出入口の幅はそれぞれ 80 cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否

別添2（その6）

[2]移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路、公共用歩廊の全てに係る基準）

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
5 エレベーター （第五号）	②かご及び昇降路の出入口の幅はそれぞれ80cm以上であるか		幅（内法）  cm	合・否
	③かごの奥行きは135cm以上であるか		幅（内法）  cm	合・否
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか			合・否
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか			有・無
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか			有・無
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか			有・無
	⑧不特定多数の者が利用する2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に設けるものの場合			
	(1)上記①から③、⑤、⑥を満たしているか			合・否
	(2)かごの幅は140cm以上であるか		幅（内法）  cm	合・否
	(3)かごは車いすが転回できる形状か			合・否
	⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合			
	(1)上記①から⑧を満たしているか			合・否
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			有・無

別添 2 (その 7)

[2]移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る 1 以上の経路、公共用歩廊の全てに係る基準)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
5 エレベーター (第五号)	(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			有・無
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			有・無
6 特殊な構造 又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合			
	(1)段差昇降機 (平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号) であるか			合・否
	(2)かごの幅は 70cm 以上であり、かつ、奥行きは 120cm 以上であるか		幅 (内法) cm 奥行き (内法) cm	合・否
	(3)かごは車いすが転回できる形状か			合・否
	②エスカレーターの場合			
(1)車いす使用者用エスカレーター (平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 号ただし書) であるか			合・否	
7 敷地内の通路 (第七号)	①幅は 120cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			有・無
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否

別添 2 (その 8)

[2]移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る 1 以上の経路、公共用歩廊の全てに係る基準)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
7 敷地内の 通路 (第七号)	④傾斜路			
	(1)幅は 120cm 以上 (段に併設する場合は 90cm 以上) であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(2)勾配は 1/12 以下であるか (高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下)		勾配 / 高さ cm	合・否
(3)高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか (勾配が 1/20 を超えるものに限る)		勾配 / 高さ cm 踏幅 (内法) cm	有・無	



別添2（その9）

[3]標識、案内設備等（案内所を設ける場合を除く）				
建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
1 標識の設置 （第19条）	①移動等円滑化の措置がとられた特定施設（エレベーター等、便所、駐車施設）			
	(1)エレベーターその他の昇降機の付近に標識を設けているか			有・無
	(2)便所の付近に標識を設けているか			有・無
	(3)駐車施設の付近に標識を設けているか			有・無
2 案内設備の設置 （第20条）	①移動等円滑化の措置がとられた特定施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか			有・無
	②移動等円滑化の措置がとられた特定施設の配置を点字等により示した設備を設けているか			有・無

[4]視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備、案内所までの1以上の経路に係る基準）				
建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合はその旨を明示〕	
1 案内設備等 までの経路 （第21条）	①線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設、又は音声等による誘導設備を設けているか			有・無
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか			有・無
	③段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか			有・無